

## 『谷中地区景観形成ガイドライン』 パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和3年12月16日（木）～令和4年1月6日（木）
意見受付場所	区公式ホームページ上での受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生涯学習センター、地域整備第三課窓口において中間のまとめを閲覧・意見受付。
意見受付件数	7人、55件
提出方法の内訳	郵送 0人（0件） ファクシミリ 0人（0件） ホームページ 4人（17件） 持参 3人（38件）

分類	項目	意 見	区の考え方 (該当する施策)
第4章	1	屋敷町ゾーンをひとくぐりにしていることに違和感を感じます。	上野桜木一・二丁目と真島町坂上は、明治期以降に宅地化されたことや、区画の大きさ、歴史的建造物や庭が残されていることが共通しており、一括して「屋敷町ゾーン」に位置付けています。
第4章	2	特に、東京藝大前の神田白山線を言問通りに抜ける一体は、上野駅と谷中をつなぐ緩衝地帯であり、上野公園や藝大の緑や建物との連続性を保つような内容で大規模再開発の対象にした方が、谷中全体の機能性、審美性を上げることになると思います。	屋敷町ゾーンにある既存の風格あるまちを維持したいと考えていますので、ご理解ください。
第3章	3	谷中での乱開発に一定の規制をかける谷中地区地区計画の運用に伴い、より明確な形での方向づけを意図した谷中地区景観形成ガイドラインを策定したことは、基本的には素晴らしいことである。特に、谷中の街の歴史や、景観形成上重要な建物の提示など、表面的な景観形成だけではない本質的なまちづくりに関わる観点を大幅に盛り込んでいることは高く評価し	ご意見については、明示的ではありませんが、19ページの⑤と⑥に含まれていますので、ご理解ください。

		<p>たい。地域の方々の意見なども聞きつつ策定に関わった行政側の関係者の努力について、まずは感謝申し上げたい。とはいって、問題を感じる点もいくつか散見されるので、以下、3点ほどこれについて述べていきたい。（分けて記入します）</p> <p>（1） 谷中に関わる密集住宅市街地整備促進事業との兼ね合いもあるので、このガイドラインに防災性の向上に関する記述が目立つことは自然なことだと思われる。しかし、建て替え促進と道路幅の拡張を主軸に置いた密集住宅市街地整備促進事業と、ヒューマンスケールな通路幅を持った街区による谷中の路地の魅力の保全とは、本来的に相容れない面があることは明確に認識すべきである。ここには、現実問題としてかなり困難な課題があると言える。だからこそ、景観形成ガイドラインでは、「防災性の向上と路地の魅力との両立を目指す」ことを、一つの目標として明確に示してもよいのではないか、と私は考える。</p>
第3章	4	<p>ゾーンごとの個々の記述に目を向けると、路地の魅力の保全の意図を感じる文章が確かに存在しているが、より上位の目標に関わる箇所では、逆に、建て替え促進と道路幅の拡張を重要視する記述が目立ち、路地保全の意図がほとんど感じられない。このことが、谷中の路地空間を潰すことの正当化として利用されないかという危惧がある。</p> <p>具体的には、3 谷中地区の景観づくりの未来3－1. 景観づくりの基本的な方向性で挙げられている7項目の中の、5における「今後も、防災に強いまちとして建物の更新や不燃</p> <p>19ページ⑤と⑥については、ほかにいただいたご意見も参考にして文言を修正します。</p>

		化等を促進しつつ、景観資源や既存の建築物と調和のとれたまち並みを形成します」6における「今後、建物の更新と合わせた道路拡張やポケットパークの整備等を進めながら、安全で楽しく歩けるまちをつくります」に、この危惧を感じる。この部分は、例えば、5「歴史ある景観資源や既存建築物、街区空間を保全しつつ、建物の更新や不燃化等の促進も行い、既存街区の魅力と防災との両立・調和を目指したまち並みの形成をします」6「既存の景観の落ち着きと魅力を保持しつつ、建物の更新と合わせた道路拡張やポケットパークの整備等も活用し、歴史の魅力を感じつつ安全で楽しく歩けるまちをつくります」といった文面に差し替えてみてはどうだろうかと考える。	
第4章	5	(2) 4-2. 谷中の住まい方・商い方この箇所においての、「これから谷中に住む人も、商う人も、できるだけ谷中のまちを『わがまち』として、共に支えていく主体となりましょう。」「まずは向こう三軒両隣、日常のあいさつや敷地周りの掃除など、身近なところから谷中のまちに触れていただき、相互の理解を深めていきましょう。」という二文については、行政側が提示する文章の表現としては、明らかに不適切なものに思える。谷中の人間関係やコミュニティは、地域の歴史や街区構造の中から、自然発的に生まれてきた生活の知恵であり、いわば谷中に存在している人間の事実なので、「こうしましよう」「こうすべき」という当為とは水準が異なるものだと考える。事実命題「…である」から当為命題「…すべき」は引き出せない、という論理学上の大原則を思い起こ	このガイドラインは、4ページに記載のとおり、地域住民の意向を丁寧に踏まえて作成したものです。当該部分は、谷中地区まちづくり協議会において多くのご意見をいただいた内容です。また、審議会や区議会においてもご賛同いただいた内容ですので、ご理解ください。

		<p>す必要がある。仮に、谷中の住民たちの側からこうした記載の希望があったとしても、こうした人間関係はそれに価値を認める人たちの間で自主的に保持されていくものであって、行政文書という形で「上」から「やりましょう」とするようなものでは決してない。この一線は明確に引くべきだと思う。この箇所は、事実についての言説という水準にとどめ、それをどう継承していくかは地域の生活者の自主性に委ねるべきものではないだろうか。例えば、上に挙げた二つの文章は削除し、代わりに、「谷中において醸成されてきた人間関係やコミュニティのあり方は、地域に住まう人々にとって、谷中というまちを未来につなぐ上で重要であり引き継がれるべきものと認識されています」という、事実提示の範疇にとどまるのような文章を入れてみてはどうか、と考える。</p>	
第4章	6	<p>(3) 4-6. ゾーンごとのまち並みづくりの方向性この箇所において、かなり意欲的にデザインコードを明示しようとしていることは評価できるが、奇数ページ最上段のイラストについては、まだ課題が残るものが多い。このイラストの表現するイメージが、開発業者などにも決定的に影響を与えると思うので、より内容を検討することが望ましい。特に、低地住宅地ゾーン、および寺町ゾーンのイラストについては、この地域での具体的な建物の設計をイメージする上で、現状のままでは具体的なところがなかなか理解できない。ここに描かれている建物の形態が、一般的な住宅設計に準じたもので、目指すべき方向性を感じられるものになっていないと感じる。</p>	ご意見を踏まえて修正します。

第5章	7 (1 : 指摘箇所) P3 1-2 谷中地区の区域 P46 5-1 地区計画の届出等「なお、地区整備計画の定められていない地区計画区域（方針のみ）については、届出の必要はありません。」(1 : 意見) 地区整備計画の定められていない地区計画区域（方針のみ）については、届出は不要としているが、地区計画区域（方針のみ）の地域においても届出を義務化するべきである。一部地域のみの届出では、谷中地区全体の景観形成を一体的に図ることができないと考えるが、区はどのように景観形成が可能と考えているのか？	<p>本ガイドラインは、地区計画の「建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限」を検討する際にご参照いただくものです。</p> <p>届出の義務については、都市計画法第58条の2に基づき、地区整備計画区域内が対象となっています。</p> <p>実際の運用では、お問い合わせをいただく際、地区外であってもガイドラインを示し、内容に沿った建築行為となるよう努めていただきます。</p>
第5章	8 (2 : 指摘箇所) P46 5-2 景観計画の協議・届出 (2 : 意見) 届出の適合判断は、だれが行うのか明記されていない。ガイドラインには、数値基準ではないあいまいな基準が多い。基準適合の判断、議論は、住民で作る景観協議会などに意見を聞くような体制・決定機関の設置を考えていきたい。	<p>ガイドラインの運用・届出の適合判断は区が行います。</p> <p>住民で作る景観協議会などについては、ご意見として承ります。</p>
第2章	9 まず、提出のパブコメの字数を300から10000に迅速に変更していただいたこと人感謝します。52ページもあるガイドラインに300字とは、意見の提出を制限することになると思いました。今後も10000字の制限は継続していただけるよう希望します。1pから14pまでの谷中の歴史と現状の分析は大変わかりやすく、初めて谷中の住人になる人にもわかりやすいと思います。16p 2-6 住民などが考える谷中を特徴づける景観でアンケートの一位であった谷中霊園や寺院の大きな樹木や並木を86%の人が挙げています。しかし現実は東京都の管理する霊園では墓じまいの時に原状復帰という規則があり、古いお墓ほど墓所内に育	<p>谷中霊園の樹木の管理は、東京都が行っています。大きな樹木は、根上がりによる墓石への悪影響のほか、空洞化による倒伏の危険など、管理上の課題もあると聞いております。ご意見については、機会を捉えて、東京都にお伝えします。</p>

		った大きな木を伐採しなければいけない状況です。また寺院の墓地は私有地ということで全く景観など無視して新規の墓を拡張するために大きな木を惜しげもなく伐採しています。徳川慶喜墓所前の日本のヒマラヤスギ、すだ椎、天王寺前の大銀杏、渋沢家墓所周辺のクスノキなど谷中靈園の目立った大木が次々と失われています。景観ガイドラインの中でも重要なウエイトを占め、人々の関心も高い大木の保存を進める対策が必要だと思います。	
第3章	10	19pの6散歩が楽しめる歩きやすい歩行空間、安全に歩ける街を目指す。このタイトルは同じ言葉が重なっているので 散歩が楽しめる安全で歩きやすい街を目指す。でよいと思います。説明文に 建物の更新と合わせた道路拡幅や...、とありますが、建物の更新というのは不燃化ということだと思うのでそれは良いとして、道路拡幅により楽しい歩きやすい安全な街にならというのは 検討のいるところです。谷中の特徴であり多くの人が路地のある街並みを認めているので、今ある路地を残しつつ安全な街にしてゆく方法を探るべきです、どこもかしこも車が通れる道に拡幅すれば楽しい安全な散歩はできなくなるばかりか 狹い道路に車が並び災害時には今以上に徒步での避難を困難にする恐れがあります。	19ページ⑥のタイトルや説明文につきましては、ご意見を踏まえて修正します。
第3章	11	6に関しては もっと重要なテーマとして、別項目で取り上げたほうがいいと思います。	景観づくりの基本的な方向性は、①から⑦がセットになっておりますので、ご理解ください。

第 4 章	1 2	24 p、25 p 手書き文字が大変読みにくい。手書きでも読みやすく書くことはできます、。単に下手なだけです。活字に変えたほうが良いと思います。	このガイドラインは、4ページに記載のとおり、地域住民の意向を丁寧に踏まえて作成したものです。当該部分は、谷中地区まちづくり協議会において多くのご意見をいただいて作成した内容です。また、審議会や区議会においてもご賛同いただいた内容ですので、ご理解ください。
	1 3	26 p の 2 右の 2 枚の写真が説明文の連動していません。	必要に応じて説明を追記します。
第 4 章	1 4	27 p の 3 これも説明文と写真が連動してません。特に二枚目は 2 の説明の通りに面して閉鎖的であります。外部空間と緩やかにつながる。というコンセプトに全く反しています。	建物の入り口部分をブロック塀などで仕切るのではなく、植栽を使っているという点で取り上げました。ご理解ください。
第 4 章	1 5	27 p の 4 写真と説明がよく合っています。わかりやすい。28 p 色の範囲が色相によっては(赤、黄赤、黄、無彩色)以外の範囲が全く同じなのはおかしい。特に黄から黄緑の色相に関しては、もっと範囲を広げてもよいと思う。左下の代表的な色彩を見ると、ほとんどが 茶からベージュへのグラデーションでしかなく町中がこんな色になったら、どれほどくすんだ疲れた色の町になるか 考えてほしい。参考色を上げるだけではなく、逆にこんな色は使用を控えるというダメ出しをするほうが、わかりやすいかもしれません。	ここでお示ししている色の範囲は、実際に谷中に存在する建物の壁等 400 か所を調査して得られた範囲ですので、ご理解ください。
その 他	1 6	ガイドラインには強制力がないので、特に色彩関係は施主の意識を高めるための普段の広報努力とともに、建築を請け負う会社に対し、建築許可を与える際にこのガイドラインの尊守を徹底してほしい。	ガイドライン策定後は周知期間を設けて、建築士事務所協会等に周知を徹底し、遵守を呼びかけます。

その他	<p>17 全体的位置づけに関して      これから谷中で建築を行う人（法人）や住む人（入居する法人）、観光客を住民とともに対象とするガイドラインなので、作成者にはわかっている土地勘や用語等にも、誰にでも理解できる表現が求められます。また、理解できない表現方法が混在していると、住民として上記の対象となる人々にガイドラインを責任をもって推奨できることになります。この点はぜひよりよいものにしてください。</p> <p>読み物としては面白いので、作成者に謝意を表したいと思います。ただ、ガイドラインが法的拘束力を持たない点は残念です。</p> <p>P3～P4までは図という文字が図に入っていますが、P5以降は図に図の文字がありません。何か意味があるのでしょうか？なければ統一する必要があります。最終的には、図に通し番号を付けるのが適切です。</p>	<p>本ガイドラインは、地区計画の「建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限」を検討する際にご参照いただくものです。</p> <p>届出の義務については、都市計画法第58条の2に基づき、地区整備計画区域内が対象となっています。</p> <p>法的拘束力はありませんが、実際の運用では、お問い合わせをいただく際、地区外であってもガイドラインを示し、内容に沿った建築行為となるよう努めていただきます。</p> <p>図の通し番号については、標記を統一します。</p>
その他	<p>18 P4の写真には説明（キャプション）がありますが、P9以降は写真に説明がないものが目立ちます。何を示す写真か、すべての読者にわかるようにする必要があります。イメージ写真という、何のイメージかわからないままに読者に決定をゆだねる方法は、行政文書としてもガイドラインとしても不適切です。</p>	<p>必要に応じて説明を追記します。</p>

第2章	19 個別事項について、気になるところを列記し、再考・充実を求めます。 P10 2-4. 谷中のまちの成り立ち【古代からはじまる生活文化】 ページに余白もあるのだから、新坂貝塚を加えて弥生式土器の初発掘の歴史を記録するとよい。また、地域内で遺跡が出土するケースもあり、触れておく必要がある。これらは、開発者への警告とともに、地域のアイデンティティを意識するうえで重要である。 (新坂貝塚→東京都台東区役所(1964)台東区史参照)	ご意見を踏まえて修正します。
第2章	20 P11 【江戸末期～明治期：大規模な寺域の転用や宅地開発】 「明治維新後は、新政府の寺社領上地・廃仏毀釈の政策により、寛永寺や天王寺の広大な寺域は没収（のちに一部返還）され、上野公園や谷中墓地（のちに谷中霊園と改称）などに転用されました」：寛永寺の土地没収と上野公園や谷中墓地への転用は、廃仏毀釈とは直接の関係がないので、書き直す必要がある。前者（寛永寺領の公園化）は上野戦争の敗戦による土地没収を受けたことおよび公園制定の布達による。後者（谷中、墓地の成立）は都市計画による。 ⇒廃仏毀釈を削除してはどうか。	ご意見を踏まえて修正します。
第2章	21 真島藩下屋敷があった旧谷中真島町や三河吉田藩下屋敷があった池之端三、四丁目、寛永寺の寺域であった上野桜木の宅地化の時期を明示するか、前後の段落との時間的整合性を図ってほしい。高台の旧東京渡辺銀行頭取邸跡地の宅地化（昭和初期以降）と混同しやすい。	本ガイドラインには、ご意見までの細かい解説は不要と考えますので、ご理解ください。

第2章	22 「西側の低地は明治初期までは田園地帯でしたが、中期頃から宅地化が進み、商店街が形成されました。」ここで想定されている商店街はどこのことか？次の項でよみせ通りに商店が並ぶようになったのは藍染川の暗渠化（大正10年）後と書いてある。谷中銀座商店街ができたのは昭和時代（戦後：P42に紹介）のことなので、あてはまらない。 ⇒この項は書き直しか削除してはどうか。	ご意見を踏まえて修正します。
第3章	23 P19 3-1. 景観づくりの基本的な方向性 ④⑤⑥の写真の意味がわからない。 ⇒要：キャプション（短い解説） ④について、解説文と整合しない。 ⑤について、タイトル（個性的な界隈の特徴を伸長し、新旧が調和したまち並みを形成する）と整合しない。 ⑥について、解説文中に、「落ち着きある景観を形成しています」という文言と「今後、建物の更新と合わせた道路拡幅やポケットパークの整備等を進めながら、安全で楽しく歩けるまちをつくります」という文言が併存されているため、写真がどちらの事例を意図しているのかわからない。読みようによれば落ち着きある景観を建て替えや道路拡幅によって変化させることを奨励しているようにも取れる。⇒この項は、文章構成と写真の配置を改めてほしい。 ⑦について、人々の交流の場は広場だけでなく路地空間などの「狭場」（会話が生まれやすい店先や庭先づくりとして例示されている）にもあることを本文中に追加して明示する必要がある。	④の項は、説明を追記します。 ⑤及び⑥の項は、ご意見を踏まえて、修正します。 ⑦の項は、コミュニティを育む場は「広場」だけを想定した表記ではないので、ご理解ください。

第4章	24 P25 4-3. 建築物・工作物の共通配慮事項 ②「特に斜面地・崖地では地形を意識し、下から見上げた時に大きな壁とならない」の主語（たぶん建物）を明記する。このままでは、建物か樹木かが区別できず、連續した縁の存在を否定することも可能となる。 また、イラストにつける手書き風文字は、読みやすい書体に改める（字体、大きさ、文字と文字の間隔）。漢字と仮名の大きさを極端にかえない。文字が接近して詠みにくいことを避ける。出来上がった冊子の大きさ（または標準的な画像サイズ）を想定して。	このページの共通配慮事項の主語は「建築物・工作物」を想定しておりますのでご理解ください。 イラスト内の手書き文字についてですが、このガイドラインは、4ページに記載のとおり、地域住民の意向を丁寧に踏まえて作成したものです。当該部分は、谷中地区まちづくり協議会において多くのご意見をいただいて作成した内容です。また、審議会や区議会においてもご賛同いただいた内容ですので、ご理解ください。
第4章	25 P26 4-4. 部位別の共通配慮事項 ②外観のデザイン 掲載してある例示写真の位置が不自然。初めの写真は、前項①の「寺院は通りから大屋根が見えたり、山門が通りの景観を印象付けています。」に対応。 谷中銀座商店街の写真は解説文に対応する部分がない。 「隣地と壁面の位置や高さを強調する」は意味不明。協調の誤記か？	必要に応じて説明を追記します。 「強調」については「協調」の誤りでした。ご意見のとおり修正します。
第4章	26 P27 ③建築設備類、屋外階段 ④園芸・緑化・外構 ルーバーは面格子、板を並べたものようだが、日本語を括弧内に入れる。もう一つの写真の意味がわからない。植樹で何を隠しているのか？ ⇒キャプションで説明する。 併む、たたずむは表記を統一して用いるように。	「ルーバー」と「併む」については、ご意見を踏まえて修正します。 「植樹」については、建物の入り口部分をブロック塀などで仕切るのではなく、植栽を使っているという点で取り上げました。ご理解ください。

第4章	27 P28 4-5. 環境色彩の共通配慮事項 現状のまち並みを踏まえた建築物等の色彩の目安  図と表の記号が一致しない。  図の読み方がわからない。思うに、色の図はそれぞれの色系の理論的分布範囲であり、青線または緑線で囲まれた範囲が好ましい色調だと言いたいのだろう。その旨を明記するとともに、好ましいとする客観的根拠を示す必要がある。客観的とは、個人の好みや不快感等の集計結果でもよい。一般的な好ましさではなく、谷中の特異性も検討した結果であってほしい。この部分は、ガイドラインを私たちが推奨できるかどうかを決める際の重要な事項。わからないものを推奨はできないから。  図の文字が小さく、容易には読めない。  色彩の目安に含まれる色彩例に付された記号・番号の説明が必要。 ⇒P28 のスペースにすべてを表示するのが難しければ、詳細を巻末に示してもよいだろう。	ここでお示ししている色の範囲は、実際に谷中に存在する建物の壁等400か所を調査して得られた範囲ですのでご理解ください。 「記号・番号」については事業者向けですので、詳細説明は割愛します。
第4章	28 P29 「④看板やテントなどの色彩、素材や大きさも大切にします」に関し、地区内に見られる看板やテントの例として掲載されている写真は荒川区内のものが入っているが、差支えないか？ 谷中銀座の一角で隣近所なので私はよいと思うが、荒川区ないし当該店舗の了解を取っておく方がよい。	本ガイドラインで使用している写真是、通常、目にできるものを使用しています。推奨される事例として掲載していますので、ご理解頂けると考えています。
第4章	29 P30 門前町ゾーン 景観形成の方針 三崎坂  掲載写真は2階建て長屋なので、菓子舗や石材店のほか長屋が残ることも記載すべきだろう。	この項は、寺町の生業としての石材店や菓子店を紹介しているので、ご理解ください。

第4章	30 P32 屋敷町ゾーン 旧真島町の屋敷街 あかじ坂を写真入りで紹介しているのは、谷中地域の心意気が感じられよい。ただ、あかじ坂上の土地は渡辺銀行頭取や後継者の手を経て複数回転売されたり貸されているようなので、説明文にある区割りがどの程度残っているか不安がある。	外観上の敷地割りが残っているので、ご意見として承ります。
第4章	31 P34 言問通りゾーン 景観特性 地図内の地点名に谷中六丁目交差点を追記する。主たる説明文にある通り形成史上の結節点である谷中六丁目交差点が地図では抜けているので、必ず追加する。	ご意見のとおり追記します。
第4章	32 景観形成の方針 善光寺坂？ 上野桜木交差点 コンビニ（1F）ファミレス（2F）の敷地は、大型開発が懸念され、2階建てにとどまってよかった場所。こうした経緯があるので、強いマイナスイメージを与えないように。	ご意見として承ります。
第4章	33 P36 低地住宅地ゾーン 景観特性 「木造住宅の密集地域でもあることから、防災面等の課題を解決するため、密集市街地整備促進事業が進められています。」という文言は景観特性に当たらない。⇒削除する	ご意見を踏まえて修正します。
第4章	34 かつての長屋を切って独立住宅にしたため敷地が狭く、隣と近接した建物が特徴ある路地（私道）形成に一役買っている。行政文書としては扱いにくいかも知れないが、こうした歴史的経過を踏まえた敷地割りや建物を継承する選択もあることを伝える。P37にある「既存の路地景観と調和し、細やかな住まいづくりによるまち並みの形成」という文言が行政文書としてはぎりぎりの線か？	「長屋を切って独立住宅にした」建物を本ガイドラインに位置付けることは難しいので、ご理解ください。

第4章	35 P38 寺町ゾーン 景観特性江戸時代に形成された寺と門前 町屋が残るゾーン 谷中1丁目の崖中・下の寺院には、湧き水（浸みだし水）による池を持つものが複数あり（玉林寺、本壽寺、端松院）自然環境の形成に後背崖上の緑地が機能していることを追加してほしい。	崖上の緑地のつながりは、谷中地区の景観形成上、重要であると認識しており、8ページの説明文にも記載しております。
第4章	36 景観形成の方針 寺町のまち並みまち並み形成のイメージと景観配慮事項 谷中4丁目の写真は、アイストップ（日本語訳：人目を惹く意図的構成物）の用語はなじまない。そもそも寺院が先に存在。しかも寺院が建てた鉄筋マンション（谷中で初のマンション建築）が横にある。これを谷中の寺町の「代表的まちなみの1つ」とキャプションでいうのは不適当。 ⇒寺町のまちなみとかアイススポットなどと言わずに、「重厚な寺院建築が残る」としてはどうか。	この写真の通りは、寺町ゾーンの「代表的なまちなみの1つ」なので、ご理解ください。
第4章	37 P39● 外壁や門・塀等に自然素材等を活用し、寺院と住宅地のまち並みをゆるやかにつなぐ。 「囲障」は法律用語のようだが、平易な言葉に置き換える。たとえば「塀」などに。「玄関やその周囲での小体な存在感と落ち着きを感じさせる木や竹」は植栽ではなく材質のようだ。材質と書き添える。	ご意見を踏まえて修正します。

第4章	38	<p>P40 公園靈園ゾーン 景観形成の方針 天王寺周辺の住宅地</p> <p>天王寺周辺の住宅地の写真には、半分の面積に現代風の白い壁面の2階建て以上の建物が写り込んでいて、向かいの天王寺の景観を圧迫しているように見える。これを推奨する「寺院や谷中靈園の潤いやたたずまいと調和した景観」の例とするには違和感を禁じえない。</p> <p>⇒写真の右側半分を採用するとか、差し替えをするのがよい。</p>	ご意見を踏まえて修正します。
	39	<p>谷中地区景観形成ガイドライン案について、谷中の特性とよさを探し出そうとする姿勢と、開発業者から谷中らしさを守りたいという台東区の態度に敬意を表します。</p> <p>ただ、これまでの施策への配慮からか、「建物の更新」「道路拡幅」から抜け出せていながらのが大変残念で、このガイドラインの最大の欠点であり、矛盾点となっています。</p>	谷中地区において、建物の不燃化促進など、防災性向上の取組みも重要ですでの、ご理解ください。
第3章	40	p 19⑤4行目：「建物の更新や不燃化等を促進しつつ」は削除、「知恵を出し合い」に変更	⑤については、ほかにいただいたご意見も参考にして文言を修正します。
第3章	41	p 19⑥4行目：「建物の更新と合わせた道路拡幅や」を削除、「総合的にまちの防災性能を高めるべく工夫し」に変更	⑥については、ほかにいただいたご意見も参考にして文言を修正します。
第3章	42	p 21 谷中地区地区計画、目標3.：「老朽木造建築物の不燃化建替えを促進しながら狭あい道路の」を削除、「防災ネットワークを工夫して、まちや建物のこまやかな」に変更	谷中地区地区計画の目標は、既に決定・告示済です。
第4章	43	p 36 景観形成の方針1行目：「建替え等の進行を念頭に置いた」は削除、「総合的な対策を行い」に変更	ご意見を踏まえて修正します。

第4章	4 4	<p>p 24 は、低地住宅地ゾーンについて言及していると思われますが、実際そこに住んでいる住民としては非常に違和感があります。その理由は二つあります、ひとつは、共に支える、あいさつ、おそうじとありますが、これは研究者の上から目線であり、専門家の調査による浅薄なものです。つまり、密集したところに住んでいて、お互いの生活がわかるので、配慮は欠かせないのです。共に支える、あいさつ、おそうじは、結果であって、目標ではありません。「建替え」「道路の拡幅」でまちを壊しておいて「作法」を守れというのは、本末転倒で、頭が悪いです。もうひとつはまちづくり協議会が、住民同上でおそうじましょう言い合うならまだしも、「建替え」「道路拡幅」を推進している台東区が狭い中で生まれた文化をおそうじましょう、あいさつしましょうというのは矛盾していると思います。形骸化していて、気持ち悪いです。</p>	<p>このガイドラインは、4 ページに記載のとおり、地域住民の意向を丁寧に踏まえて作成したものです。当該部分は、谷中地区まちづくり協議会において多くのご意見をいただいて作成した内容です。また、審議会や区議会においてもご賛同いただいた内容ですので、ご理解ください。</p>
第4章	4 5	<p>p 24①では、まちと言っているのに②では町なのは、なぜか。町は、統治組織のことか。いずれにしても説明不足。上記のことを勘案して、p24 は、全面的書き直しか、前面削除を求みたい。</p>	<p>「町」についてはご意見のとおり「まち」で表記を統一します。  「p 24」については谷中地区まちづくり協議会において意見がまとめられた部分であり、また、審議会や区議会においてもご賛同いただいた内容ですので、ご理解ください。</p>
第4章	4 6	<p>p 37 一番上のイメージ図は書き直しが必要。p36 で、「新旧の低層住宅が立ち並び」とあるのに、新しい3階建て住宅が建ち並ぶ。うち3軒は、ガレージ付きのように見える。狭小住宅にガレージを付けるのはむしろ規制すべき対象では。</p>	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p>

参考 資料	4 7	p 52 戸建等の建替え助成の絵について、絆創膏が二ついた古い住宅の絵は住民感情を逆なでするのでやめてほしい。住民を馬鹿にしているのか。その右のピンクの3階建ての住宅は、むしろ、谷中では規制の対象になるのではないか。この絵を描いた人と、それを載せる人の見識を疑う。恥ずべきです。	ご意見を踏まえて修正します。
	4 8	p 39 寺町ゾーンのイメージ図は、庇のない総2階の住宅だし、p43 の近隣商店街のイメージ図は看板の統一もない四角い白っぽい建物になっている。むしろ規制の対象ではないか。これを推奨しているのか、よくわからぬい。イメージ図は、印象を左右するものなので、再度練り直してほしい。以上です。	ご意見を踏まえて修正します。
第 4 章	4 9	谷中の特徴を形づくっている路地について、防災面からネガティブに捉えるばかりではなく、谷中の景観まちづくりの上で重要だと指摘していて、たいへんよくできた報告書だと思いました。読み物としても面白く読ませていただきました。個別のコメントは次のとおりです。  P19「5個性的な界隈の特徴を伸長し、新旧が調和したまち並みを形成する」: タイトルには「新旧が調和したまち並みを形成」とありますが、本文では「建物の更新や不燃化による防災に強いまちづくり」が強調されており、タイトルと本文とが一致していないと感じました。	⑤については、ほかにいただいたご意見も参考にして文言を修正します。

第3章	50 P19「6 散歩が楽しめる歩きやすい歩行空間、安全に歩けるまちを目指す」：建物の更新と合わせた道路拡幅やポケットパークの整備」を進めるとしており、防災＝安全を意味しているように見えます。しかし「歩きやすさ」と「安全に歩ける」を達成するためには、交通安全の側面にも触れるべきではないかと思いました。朝倉彫塑館通りや六阿弥陀通りは自動車やバイクの通行が多く、ヒヤリとすることもしばしばです。	⑥については、ほかにいただいたご意見も参考にして文言を修正します。
第4章	51 P36「景観特性」の地図：低地住宅地ゾーンを示す黄色が見づらいと感じます。また、「キッテ通り」の位置が間違っていますね。もう一本「へび道」寄りの通りです。	ご意見を踏まえて修正します。
第4章	52 P37「まち並み形成のイメージと景観配慮事項」：イラストは普通の住宅地のように見えます。路地の雰囲気がわかるようにしていただきたいです。	ご意見を踏まえて修正します。
第4章	53 P39「まち並み形成のイメージと景観配慮事項」：イラストの建物は寺院でしょうか。住宅のように見えます。この地区には住宅はほとんどないで、このイラストは誤解を招くのではないかでしょうか。	イラストは、ゾーンに実在する住宅をモデル化したものなので、ご理解下さい。
第4章	54 P41「まち並み形成のイメージと景観配慮事項」：この地区にはほとんど住宅はありませんが、イラストでは住宅がたくさんあるように見え、誤解を招くと思います。また、「鉄道敷」というのは正しい表現でしょうか。辞書にはみつかりませんでした。	イラストは、ゾーンに実在する住宅をモデル化したものなので、ご理解下さい。 「鉄道敷」はご意見を踏まえて修正します。

第5章	55 P46「5－2景観計画の協議・届出」：ガイドラインに法的拘束力はないと理解しています。そのうえで、このガイドラインが新規の建築行為にどのような影響を及ぼすことができるのか知りたいと思います。建築確認申請等の前に行われる「事前相談」や「事前協議」の目的・内容・プロセス・スケジュール、相談や協議を受けるのはどんな専門家なのか、直接影響のある近隣住民に知らされるタイミング、などについてもう少し説明を書き加えてほしいです。	<p>本ガイドラインの影響については、ガイドラインの運用開始後に、地区計画の「建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限」を検討する際にご参照いただることになります。</p> <p>「事前相談」や「事前協議」の詳細につきましては、別途パンフレットの配布や区のホームページでのご案内に代えさせていただきますので、ご理解ください。</p> <p>また、近隣の方へのお知らせのタイミングは、一定規模以上の建築物については、建築計画の標識設置時となります。</p>
-----	--	--